

保育・教育の充実（教育）

障害のある児童が、その能力や特性を最大限に発揮・伸長させる保育・教育を行うことで、成人してからの自立した生活に結び付けられる可能性が大きくなります。

このため、障害の種類や程度に応じた、適切な保育・教育が重要です。特に、早期療育の重要性が高いことから、幼児期、義務教育時期において、保健・医療・福祉が連携し、教育環境づくりを進めていく必要があります。

また、児童だけでなく、各ライフステージに合わせた多様な学習を自ら選択できるように、スポーツ・レクリエーション活動を含む生涯学習の機会と提供の充実を図ります。

1 保育環境の向上

【現状と課題】

知的障害は、先天性の占める割合が高くなっていますが、乳幼児期に兆候が認められる発達障害も含め、早期における発見や指導が大変重要になっています。

【図 4 - 1】

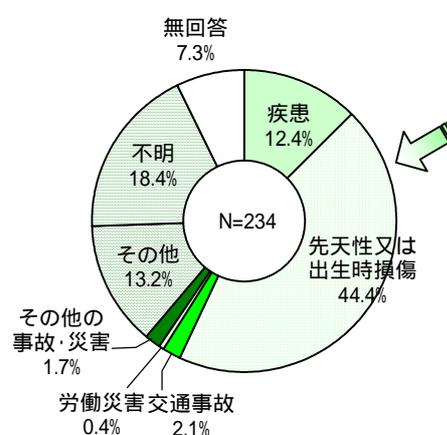
このため乳幼児健診受診の重要性が高くなり、さらに健診事後の相談や指導などきめ細かな対応が大切です。

さらに、就園年齢に達した子どもにも発達状況に応じた適切な療育が必要になります。就園状況を障害者アンケートの結果でみると、身体障害者、知的障害者いずれも、障害のある子どものための施設に通う子どもの割合より、通常の保育園、幼稚園への就園率が高くなっています。【図 4 - 2】 このため、保育所や幼稚園に出向いての指導が求められます。

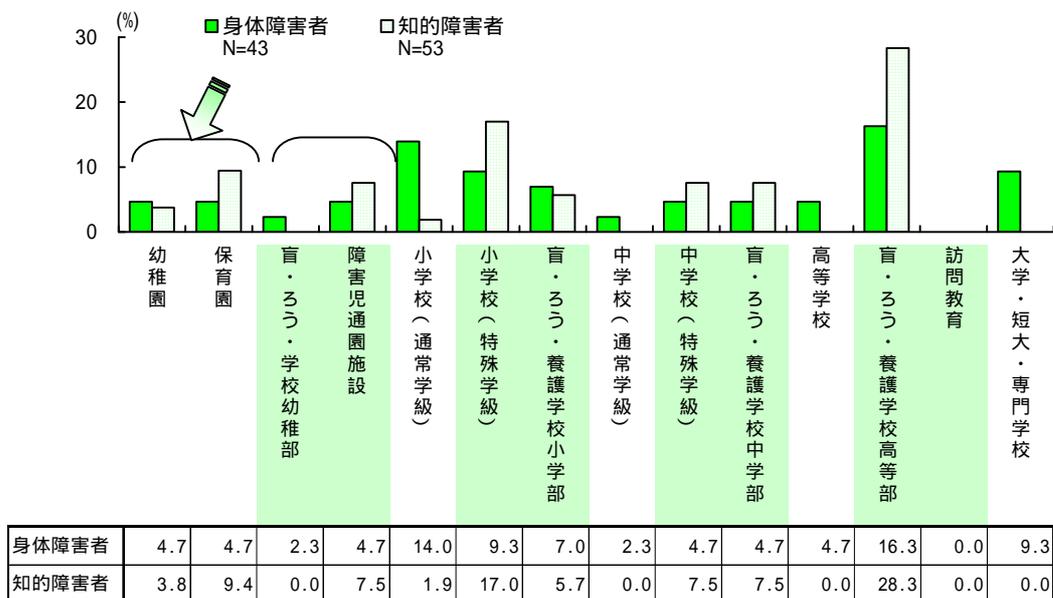
なお、保育所における障害児の在籍状況を、合併前の平成 14 年度からみると、人数は 10 人に満たない推移であり、割合としては極めてわずかであるのが実情です。【表 4 - 1】しかし、年齢ごとに障害児の占める割合の推移をみると、やや増加傾向がみられ、特に平成 17 年度、18 年度は 2 年続けていずれも 1 % を超えています。【図 4 - 3】

このような実情を踏まえ、また、多くの保護者が通常保育を望む声を受けて、保育園、幼稚園への受け入れの拡大を図るため、施設整備等の環境づくりが必要です。

【 図 4 - 1 知的障害の原因 】



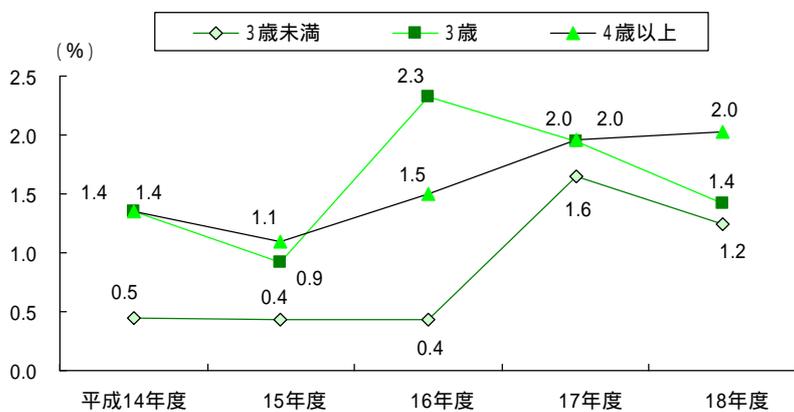
【 図 4 - 2 通園・通学先 】



【 表 4 - 1 保育所における障害児の在籍状況 】

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
在籍児数 (人)	3歳未満	221	232	232	243	241
	3歳	221	217	215	205	212
	4歳以上	444	455	465	460	445
在籍障害児数(人)	3歳未満	1	1	1	4	3
	3歳	3	2	5	4	3
	4歳以上	6	5	7	9	9
加配保育師数(人)	3歳未満	0	0	0	1	2
	3歳	1	0	2	2	2
	4歳以上	2	2	1	4	5

【 図 4 - 3 保育所における障害児の占める割合 】



資料：子育て支援課

【施策の方向】**○早期療育の充実**

- (1) 心身障害児に対する早期対応については、家庭の果たす役割が重要であるため、保護者が早期に教育相談や指導を受けることができるような体制を整備することで、家族の不安の軽減を図り、地域での成長を支援していきます。
- (2) 保育園・幼稚園において受入れの促進に努めるとともに、特別支援学級等を置く小・中学校との連携協力等を図るなど、早期教育の一層の充実を図ります。
- (3) 障害のある児童に対して、自立能力の育成と集団生活への適応能力を高めるための訓練と指導を早期に行うようにするため、通園施設、関係機関等との連携を強化していきます。

○保育環境の整備・充実

- (1) 障害のある乳幼児の教育・保育の条件整備を行い、その環境づくりを推進します。
- (2) 幼稚園、保育所等の児童施設職員の資質向上を図るため、適切な保育と指導を行うための研修等を充実していきます。



2 学校教育の充実

【現状と課題】

視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害及び情緒障害があるために、小・中学校等の通常の学級での指導を受けることが困難であったり、通常の学級の指導では十分な教育的効果が期待できない児童・生徒に対しては、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するための基盤となる生きる力を培うため、特別支援学校または小・中学校の特別支援学級において、特別な配慮のもとに、より手厚く、きめ細かな教育を行うことが必要です。

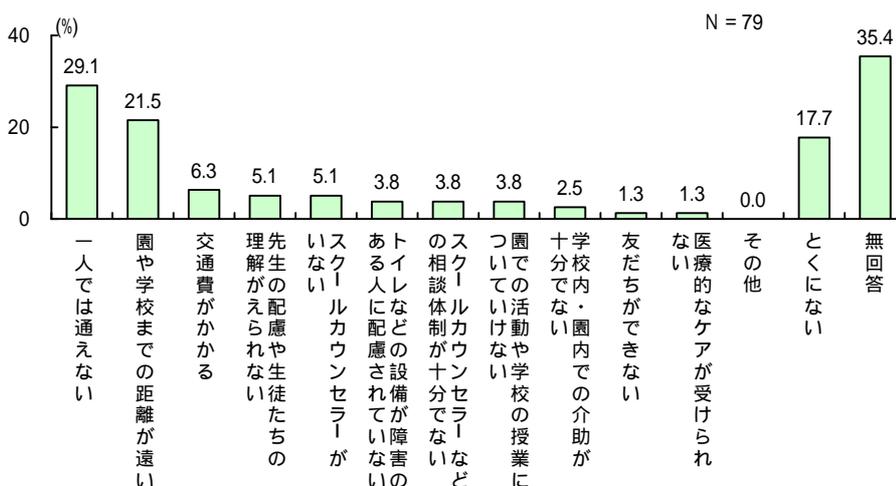
特別支援学校や特別支援学級では、一人ひとりの障害の状態に応じた指導を行うため、少人数で学級が編成され、当該分野についての知識・経験を有する教職員が配置されています。また、障害に応じた特別の施設や教材の整備及び一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育課程(柔軟な教育内容・方法など)を編成し、それぞれの児童・生徒にあった教育が実施されています。

義務教育における障害のある児童・生徒の療育・教育については、当該児童・生徒にとって最もふさわしい教育が受けられるよう、適正な就学に努める必要があります。

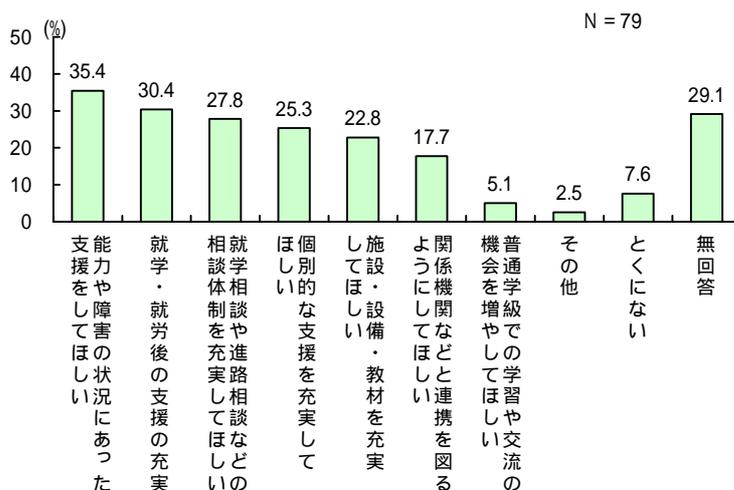
アンケートをみると、通園・通学上の悩みは、「一人では通えない」が最も多く、次いで「園や学校までの距離が遠い」「交通費がかかる」「先生の配慮や生徒たちの理解が得られない」の順になっています。【図 4 - 4】また、要望では、「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」「就学・就労後の支援の充実」「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」「個別的な支援を充実してほしい」の順となっています。【図 4 - 5】

現状とアンケート調査の結果を踏まえて、障害のある児童・生徒の教育環境整備はもちろん、通園・通学などにかかる支援、義務教育終了後の不安解消など、幅広い働きかけが望まれています。

【 図4 - 4 通園・通学上の悩み 】



【 図4 - 5 通園・通学への要望 】



【施策の方向】

○指導・相談の充実

- (1) 障害の種類や程度及び発達の状態に応じて、適切な教育措置を行うため、就学時及び就学後等に対する指導体制の充実を図り、幼児、児童、生徒の学業、性格、行動、進路等についての幅広い教育相談・及び指導を推進していきます。
- (2) 障害のある児童・生徒の教育相談に適切に対応するため、小児神経科医や保健師、特別支援学校や幼稚園、保育所、小・中学校など、教育・医療・保健・福祉が一体となって支援に努めます。

○教育環境の整備・充実

- (1) 障害のある児童・生徒が、いきいきと学習できるようにするために、一人ひとりの発達段階やニーズに応じた多様な教育環境づくりに努めます。
- (2) 特別支援学校の児童等を対象とした長期休暇中の学童支援について検討していきます。

3 生涯学習の充実

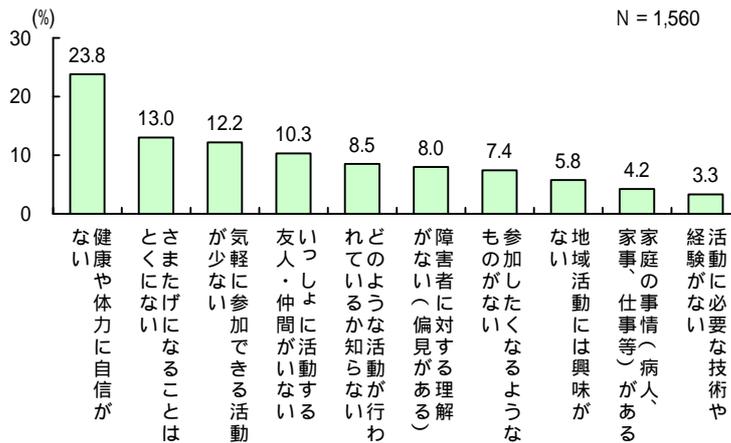
【現状と課題】

障害のある人もない人も隔たりなく、生涯を通じてスポーツ・レクリエーション・文化活動の機会を得られることは、障害のある人の生きがいを育てるとともに、障害のない人の障害者への理解を促進させることができます。

障害者アンケートによる社会参加活動への妨げとなるものでは、「健康や体力に自信がない」が23.8%で最も多くなっています。そのほかの妨げとして「気軽に参加できる活動が少ない」、「いっしょに活動する友人・仲間がない」が1割を超える回答となっており、社会参加活動に支障を感じている人が多いことがうかがえます。【図4-6】

障害のある人の生きがいのある生活のため、施設などのハード面を整備するとともに、生涯学習の提供や、仲間づくり、参加機会の拡充など、ソフト面についても整備を図っていくことが必要になっていきます。

【図4-6 社会参加活動の際、妨げとなるもの（上位10項目）】



【施策の方向】

○施設・設備の整備促進

- (1) 障害のある人に配慮して整備されている公共施設を積極的に広報し、利用促進を図ります。
- (2) 障害のある人のサークル活動やレクリエーションの場として、公共施設の利用促進を図ります。
- (3) 図書館において、大活字資料、点字資料、録音資料等を充実させることにより、対面朗読室の利用促進を図り、誰もが利用できるよう整備することに努めます。

○参加機会・情報提供の充実

- (1) 障害のある人が積極的に社会活動に参加できるよう、県、社会福祉協議会、障害者団体等が主催する文化事業、スポーツ・レクリエーション大会等の情報提供の充実に努めます。
- (2) 心身障害者福祉展への出展作品づくりを通じて、障害のある人が少しでも生きがいを見出し、また、作品を通じて障害のある人への関心と理解を高めることができるよう促進します。
- (3) 障害のある人が気軽にスポーツ施設を利用できるよう、スポーツ施設利用料の減免について検討します。

○指導者の養成と人材の確保

- (1) 障害のある人の学習、文化、スポーツ活動の振興を図るために、市民ボランティアを育成するとともに、リーダーバンク登録者を活用して、様々な分野の学習機会を設けます。
- (2) 市で委託したヘルパーだけでなく、市内に住むヘルパー資格を持った方々やボランティアの協力を得て、社会参加を後押ししていくことに努めます。

